

専決処分報告（損害賠償及び和解）

令和7年（2025年）11月26日提出

札幌市長 秋 元 克 広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

1 訴訟外のもの

本市は、本市の業務に関して発生した事故21件について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
1	令和7年7月26日 旭川市在住者	令和7年5月11日、札幌市厚別区厚別西5条5丁目において、本市が管理する道路から民有地に入ろうとした相手方の自動車が、破損した雨水 ^{ます} 樋の蓋により損傷したもの	124,388円
2	令和7年7月31日 札幌市手稲区在住者	令和6年12月3日、札幌市手稲区手稲本町2条4丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、破損したグレーチングにより損傷したもの	30,445円

番 号	専決処分年月日 相 手 方	事故の概要	損害賠償の額
3	令和7年8月7日 札幌市東区在住者	令和7年4月30日、札幌市中央区南3条東6丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	45,284円
4	令和7年8月13日 札幌市北区在住者	本市職員の不適切な事務処理により、職員給与について、本来支給されるべき額と実際に支給された額との差額に係る損害金が発生したもの	998,968円
5	令和7年8月15日 札幌市北区在住者	令和7年6月16日、札幌市北区において、自宅の敷地内に駐車中の相手方の自動車が、本市が管理する公園の草刈り作業中に飛散した小石により損傷したもの	698,324円
6	令和7年8月20日 札幌市中央区 株式会社タクマ北海道支店	令和7年5月27日、札幌市南区真駒内において、相手方の工場の設備が、本市の塵芥車 じんかい の接触により損傷したもの	121,000円
7	令和7年8月21日 札幌市厚別区在住者	令和7年5月19日、札幌市白石区流通センター7丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	9,940円
8	令和7年8月28日 札幌市西区在住者	令和7年4月5日、札幌市中央区南3条西7丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	5,742円
9	令和7年9月1日 札幌市手稲区在住者	令和6年10月5日、札幌市手稲区手稲本町において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、車道上に倒壊していた樹木に接触し、損傷したもの	63,948円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
10	令和7年9月2日 札幌市北区在住者	令和7年6月18日、札幌市中央区大通西2丁目において、本市の業務用のリース車と相手方の運転する自動車が接触し、相手方が負傷したもの（番号15と同一の事故）	106,781円
11	令和7年9月2日 札幌市北区在住者		105,367円
12	令和7年9月2日 札幌市北区在住者		108,636円
13	令和7年9月5日 札幌市東区在住者	令和7年8月20日、札幌市東区丘珠町において、本市の業務用の自動車と相手方の自動車が接触し、当該自動車が損傷したもの	488,438円
14	令和7年9月11日 札幌市北区在住者	令和7年6月20日、札幌市東区中沼町において、本市が管理する道路を自転車で走行中の相手方が、道路上に突き出ていた植物に接触したことにより転倒し、相手方の衣服等が損傷したもの	14,909円
15	令和7年9月12日 札幌市北区在住者	令和7年6月18日、札幌市中央区大通西2丁目において、本市の業務用のリース車と相手方の運転する自動車が接触したことにより、当該自動車が損傷し、相手方が負傷したもの（番号10から12までと同一の事故）	596,616円
16	令和7年9月24日 札幌市西区在住者	令和6年10月5日、札幌市手稲区手稲本町において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、車道上に倒壊していた樹木に接触し、損傷したもの	613,800円
17	令和7年9月24日 札幌市南区在住者	令和7年8月29日、札幌市南区真駒内幸町3丁目において、走行中の相手方の自動車が、本市が管理する路傍樹の枝の落下により損傷したもの	358,556円

番 号	専決処分年月日 相 手 方	事故の概要	損害賠償の額
18	令和7年9月27日 札幌市西区在住者	令和7年8月27日、札幌市西区琴似1条3丁目において、本市の塵芥車の左側を走行していた相手方の自転車が、左折しようとした当該塵芥車が急停車したことにより体勢を崩し、相手方が負傷したもの	45,174円
19	令和7年9月29日 札幌市白石区在住者	令和7年6月28日、札幌市白石区米里1条4丁目において、駐車中の相手方の自動車が、市立中学校の部活動中に敷地から飛び出たボールにより損傷したもの	189,201円
20	令和7年10月2日 札幌市北区在住者	令和7年3月30日、札幌市東区東苗穂6条1丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、破損したグレーチングにより損傷したもの	150,946円
21	令和7年10月20日 札幌市西区在住者	令和7年7月25日、札幌市中央区北8条西17丁目において、市立小学校の敷地内に駐車中の相手方の自動車が、当該敷地の草刈り作業中に飛散した小石により損傷したもの	362,076円

2 訴訟によるもの

本市は、給食費請求事件1件について、裁判所が行った次の和解に代わる決定に対して、異議を申し立てない。

番 号	専決処分年月日 相手方	相手方	決定の概要
1	令和7年8月6日 札幌簡易裁判所 令和7年（ハ）第 20507号 給食費請求事件	札幌市手稲区在 住者	(1) 相手方は、本市に対し、滞納 給食費210,180円を今後分割し て令和8年6月末日までに支払 う。 (2) 相手方が(1)の分割支払を3回 以上怠ったときは、相手方は、 (1)の滞納給食費の残額を直ちに 支払う。